

北上地区消防組合本部訓令第2号

消防機関

北上地区消防組合査察規程事務処理要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月15日

北上地区消防組合消防本部  
消防長 佐藤 晃

北上地区消防組合査察規程事務処理要綱の一部を改正する訓令

北上地区消防組合査察規程事務処理要綱（平成26年北上地区消防組合消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>別記9（第18関係）</p> <p>教示の記載要領</p> <p><u>取消（消防法第8条の2の3第6項）</u></p> <p>（教示）</p> <p>1 <u>この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p>2 <u>この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、北上地区消防組合を被告</u></p>	<p>別記9（第18関係）</p> <p>教示の記載要領</p> <p><u>取消、不許可、不適合、不承認、不認可、不認定</u></p> <p>（教示）</p> <p><u>この処分に不服のある場合は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><u>また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に北上地区消防組合</u></p>

(管理者が被告の代表者となる。)として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

取消 (消防法第8条の2の3第6項以外の取消しの場合)  
(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北上地区消防組合管理者に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、北上地区消防組合を被告 (管理者が被告の代表者となる。)として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

不承認 (法第8条の2の3第3項及び法第10条ただし書き関係)  
(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを

を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます (訴訟において北上地区消防組合を代表する者は管理者となる。)。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

知った日の翌日から起算して60日以内に、北上地区消防組合  
管理者に対して審査請求をすることができます。

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の  
翌日から起算して6箇月以内に、北上地区消防組合を被告  
(管理者が被告の代表者となる。)として、処分の取消しの  
訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求  
をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを  
知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの  
訴えを提起することができます。

不許可、不適合、不承認、不認可  
(教示)

- 1 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを  
知った日の翌日から起算して60日以内に、北上地区消防組合  
管理者に対して異議申立てをすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の  
翌日から起算して6箇月以内に、北上地区消防組合を被告  
(管理者が被告の代表者となる。)として、処分の取消しの  
訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求  
をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを  
知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの  
訴えを提起することができます。

命令（消防法第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の3第1項以外の命令の場合）

（教示）

- 1 この命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この命令については、この命令があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、北上地区消防組合を被告（管理者が被告の代表者となる。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

命令（消防法第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の3第1項の命令の場合）

（教示）

- 1 この命令に不服がある場合には、この命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に、北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この命令については、この命令を受けた日の翌日から起算

命令（消防法第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の3第1項以外の命令の場合）

（教示）

- この命令に不服のある場合は、命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができる。
- また、この命令については、命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において北上地区消防組合を代表する者は管理者となる。）。
- なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

命令（消防法第5条第1項、第5条の2第1項及び第5条の3第1項の命令の場合）

（教示）

- この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができる。
- また、この命令については、命令を受けた日の翌日か

<p><u>して6箇月以内に、北上地区消防組合を被告（管理者が被告の代表者となる。）として、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p>	<p><u>ら起算して30日以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において北上地区消防組合を代表する者は管理者となる。）。</u></p> <p><u>なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。</u></p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。